

茨城県立医療大学大学院研究科運営会議教育研究部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学大学院研究科運営会議設置要項第5条第1項の規定に基づき、茨城県立医療大学大学院研究科運営会議教育研究部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 博士後期課程の4領域の専任教員
- (2) その他研究科長の推薦に基づき学長が必要と認める者

(処理事項)

第3条 部会は、次の各号にかかる事項を処理し、運営会議へ報告する。

- (1) 教育課程、授業及び研究指導に関する事項
- (2) 学生の試験及び単位修得に関する事項
- (3) 学生の進級及び修了判定に関する事項
- (4) その他教育研究、学生生活に関する事項

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、部会員のうちから研究科長の推薦に基づき学長が任命する

(会議)

第5条 部会長は部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故あるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会において議決を要する事項は、出席部会員の過半数によって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 部会に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成13年 5月21日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年 6月20日から施行する。

付 則

この要項は、平成22年 4月 1日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年 4月 1日から施行する。